

仁淀川町

(金抜)

令和8年度 仁淀川町洪水ハザードマップ作成委託業務

令和8年度
仁淀川町洪水ハザードマップ作成
委託業務
特記仕様書

令和8年7月

仁淀川町役場

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、仁淀川町（以下「発注者」という。）が委託する「令和8年度 仁淀川町洪水ハザードマップ作成委託業務（仮称）」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（業務目的）

近年、想定し得る最大規模の降雨等により、中小河川においても浸水被害が頻発している。令和3年7月の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定対象が、住家等の防御対象が存在する中小河川まで拡大された。

高知県では、仁淀川町内の仁淀川の他、令和8年3月には支流10河川において洪水浸水想定区域が指定・公表されている。

本業務は、これらの指定に基づき、地域住民等が主体的かつ的確に避難行動を選択できるよう、洪水浸水想定区域等を地図上に分かりやすく整理・表示し、併せて必要な解説および啓発情報を加えた「洪水ハザードマップ」を作成することを目的とする。また、作成したハザードマップの普及および利活用を通じて、住民等の危機管理意識の向上および迅速な避難体制の確立に資するものとする。

第3条（準拠法令等）

本業務は、本仕様書および契約書に定める事項のほか、以下の法令・計画・指針等に準拠して実施する。

1. 災害対策基本法、水防法、河川法、砂防法、測量法（各法最新法令に基づく）
2. 防災基本計画（令和7年7月1日版）
3. 高知県地域防災計画（令和8年2月版）
4. 仁淀川町地域防災計画（令和7年3月変更）
5. 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省、令和8年5月）
6. 土砂災害防止法（土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 平成12年法律第57号）
7. 市町村のための水害対応の手引き（消防庁、令和7年5月改定）
8. マイ・タイムラインガイド【Ver.1.0】（令和2年6月）
9. 仁淀川町個人情報保護法施行条例
10. その他関連法令・通達等

第4条（疑義の協議）

本仕様書または契約書に疑義が生じた場合、発注者と受注者は協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

第5条（権利義務の譲渡禁止）

受注者は、契約に基づく一切の権利・義務を第三者へ譲渡または貸与してはならない。

第6条（業務計画書）

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出し、発注者の承認を得なければならない。

発注者から修正指示があった場合は、受注者は速やかに修正し、再提出するものとする。

業務途中で計画変更が必要になった場合は、理由を明記した変更計画書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

第7条（業務の変更）

業務遂行上、仕様内容の変更、数量の増減、工期の変更等が必要となった場合は、発注者と受注者の協議により定める。

第8条（配置予定技術者）

受注者は、本業務を技術的に管理するため必要な能力と経験を有する技術者を配置し、契約締結後速やかに届出るものとする。

1. 管理技術者

技術士（建設部門・河川／砂防及び海岸分野）または RCCM（河川・砂防及び海岸部門）の資格を有する者。

2. 担当技術者

担当技術者を別途配置することができる。ただし、管理技術者と兼任することはできない。

第9条（提出書類）

本業務を遂行するにあたり、受注者は以下の書類を提出し、承認を得るものとする。

1. 業務計画書
2. 業務着手届

3. 業務工程表
4. 管理技術者届出書・担当技術者届出書
5. 資格証明書および業務経歴書
6. その他、発注者が必要と認める書類

第 10 条（関係官公署との調整）

受注者は、関係機関との協議等が必要となった場合、事前に発注者へ報告し、指示を受けたうえで対応するものとする。

第 11 条（損害賠償）

受注者は、業務遂行に関し発注者または第三者に損害を与えた場合、受注者の責任において処理し、その費用を負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由による損害はこの限りではない。

第 12 条（貸与資料）

発注者は、本業務遂行に必要な資料を貸与する。受注者は借用書を提出し、承認を受けてから使用するものとする。関係機関からの資料収集が必要な場合は、発注者が行う。

第 13 条（守秘義務）

受注者は、本業務で知り得た情報を、契約期間中および終了後も第三者へ漏えいしてはならない。また取得資料の管理には十分留意し、毀損・紛失・盗難防止に努める。

第 14 条（個人情報の保護）

受注者は、本業務で取り扱う個人情報について漏えい・滅失・改ざん等を防止し、適切に管理するものとする。

第 15 条（進捗報告）

受注者は、業務の進捗状況を定期的に発注者へ報告するものとする。

第 16 条（履行期限）

履行期限は契約書にて別途定める。
発注者が必要と認めた場合、受注者は工期途中で成果品の一部提出を行うものとする。

第2章 業務実施要領

第17条 (想定災害)

本業務は、国および高知県が指定した洪水浸水想定区域等に基づき、河川氾濫による水害を対象として実施する。

対象河川は【別紙1】に示すとおりとする。

第18条 (業務範囲)

本業務の対象範囲は仁淀川町全域とする。

第19条 (ハザードマップ基本仕様)

1 必須仕様

- マップ規格：A3判・両面カラー（4色以上）
- 部数：7060部（内訳は別途協議）
- 材質：マットコート紙
- 原稿データ：Illustrator形式およびPDF
- GISデータ：Shape形式（座標系：JGD2011等、後日協議）

2 使用データ

- 洪水浸水想定区域（県提供Shapeデータ）
- 大渡ダム下流想定最大規模浸水想定図
- 土砂災害警戒区域等
- 過去の水害履歴（参考）

3 基図の選定

- 市販地形図（1/2,500程度）
- 国土地理院 基盤地図情報（JPGIS）

基図は業務時に発注者と協議し決定する。

第20条 (配色基準)

浸水深の配色は「水害ハザードマップ作成の手引き」に定める標準色（RGB）に準拠する。土砂災害等を併記する場合、重要な水害リスクが明瞭に把握できるよう視認性を確保した配色とする。

第21条 (業務概要)

本業務は下記の項目で構成する。

1. 計画準備・資料収集

2. 基本事項の検討
3. 洪水浸水情報の整理
4. 啓発情報の整理
5. ハザードマップ原案作成
6. マップ印刷
7. GIS データセット
8. 報告書作成
9. 打合せ協議

第 22 条（業務内容）

業務内容は以下のとおり。

（1）計画準備・資料収集整理

- 各種防災計画、浸水想定調査結果、過年度マップ、地形情報等を収集し整理
- 資料収集リストを作成し、発注者と調整

（2）基本事項の検討

- 地図表示範囲を浸水域・地形・避難経路・行政区等を踏まえ設定
- 基図・縮尺・図割を検討
- 地形図利用時の測量法手続きに関し、必要に応じて承認手続を行う

（3）洪水浸水情報の整理・確認

- 浸水想定区域（最大規模）の検証および GIS 整合性確認
- 過去の水害履歴・内水浸水・土砂災害等の整理
- 水位観測所・CCTV 等の位置情報整理

（4）啓発情報の整理・確認

- 指定避難所、防災関係機関、要配慮者施設等の情報整理
- 避難時危険箇所（冠水・橋梁・アンダーパス等）の抽出
- 防災行動計画（タイムライン）関連情報の整理

（5）ハザードマップの原案作成

- 地図面（浸水深・避難情報・危険箇所等）
- 情報・学習編（避難方法・気象情報・心得等）

- Web 配信用 PDF（軽量版）
- GIS データ（Shape）

(6) マップ印刷

- 第19条1の必須仕様に定めた通りとする。
- 印刷仕様の変更や数量の変更、または社会情勢等により印刷価格が高騰した場合には、見積書を再提出し別途協議のうえ決定するものとする。

(7) GIS データセット

- 仁淀川町が全庁的に運用している地籍情報管理システム（MSYS2）に対して、本業務で作成した GIS データをセットし、職員が利活用しやすい状態で閲覧できるようにする。
- レイヤー構成等については、発注者と協議により決定する。

(8) 報告書作成

- 調査内容・分析結果・課題・対応方針等を取りまとめた報告書を作成し、電子データを添付する。

(9) 打合せ協議

- 着手時・中間・納品時に打合せを行い、議事録を作成する。
- 発注者が必要と認めた場合は随時対応する。

第3章 成果品

第23条（成果品検査）

受注者は各工程完了時に点検を行い、全工程完了後、発注者の検査を受ける。不備がある場合は速やかに修正する。

第24条（契約不適合責任）

成果品が契約内容に適合しない場合、発注者は修補または代替品の提出を求めることができる。

第 25 条（成果品の帰属）

成果品の著作権・所有権はすべて発注者に帰属する。受注者が従前から有する著作物等は受注者に帰属し、発注者へ利用許諾する。

第 26 条（成果品）

納品成果品は以下のとおりとする。

1. 洪水浸水ハザードマップ原案（A3 カラー）
2. 印刷用 PDF（高解像度）
3. Web 配信用 PDF（軽量版）
4. GIS データ（Shape 形式）
5. 印刷物 43 地域分 7,060 部
6. 報告書（製本および電子データ）
7. その他必要と認めるもの

第 27 条（納入先）

成果品の納入先は仁淀川町役場 総務課とする。

【別紙1】

洪水浸水ハザードマップ 対象河川等一覧

【対象河川一覧】

No	水系	河川名	備考
1	仁淀川水系	仁淀川	
2	仁淀川水系	土居川	
3	仁淀川水系	小郷川	
4	仁淀川水系	相の谷川	
5	仁淀川水系	安居川	
6	仁淀川水系	狩山川	
7	仁淀川水系	大野椿山川	
8	仁淀川水系	中津川	
9	仁淀川水系	北川	
10	仁淀川水系	長者川	
11	仁淀川水系	岩屋川	